

# 青森県青少年健全育成条例

## が**改正**されました

施行日

平成21年4月1日

### 条例の目的

この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的としています。

### 改正の旨

近年、青少年による刃物を使用した重大事件が全国的に発生するなど、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化していることから、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある危険な器具に対応するため、「青森県青少年健全育成条例」が改正されました。

#### ○用語の定義

- 「青少年」とは？ 18歳未満の者（婚姻した者を除く）
- 「危険器具」とは？ 刃物その他の人に危害を加える器具として使用できる物  
(例)バタフライナイフ、サバイバルナイフ、エアソフトガン、スタンガン、メリケンサック、特殊警棒など

### 条例改正の内容



#### ○危険器具の指定（第12条第2項）

著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる危険器具が、指定危険器具として指定されます。

#### ○指定危険器具の販売等の禁止（第13条の5第1項）

販売業者等は、指定危険器具を青少年へ販売等してはいけません。

**違反した際の罰則：20万円以下の罰金又は科料**

#### ○指定危険器具以外の危険器具についての自主規制（第13条の5第2項）

販売業者等は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある危険器具を、青少年へ販売等しないように努めなければなりません。



## 刃物などの危険器具についての正しい知識を身につけるために

今回の条例改正は、日常生活でほとんど使われることがなく、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる一部の危険器具を規制するものですが、刃物などは、日常生活に欠かせない便利な道具でもあります。

このため、刃物などの特性等について正しい知識を身につけることが重要です。

### ○青少年のみなさんへ

◇刃物などを使う時は、正しい使い方や使用上の注意を守って、自分と周りの安全に気を付けて使いましょう。

◇必要のない時は危険器具を持ち歩かないようにしましょう。刃物などを正当な理由なく持ち歩いた場合、犯罪となることがあります。



### ○大人のみなさんへ

◇青少年に刃物などの正しい知識を伝えるのは大人の役割です。

- ・青少年を積極的に家事に参加させるなどして、刃物などを実際に使わせてみましょう。
- ・青少年と、刃物などを持つことや、その使い方について話し合みましょう。

◇危険器具を入手する手段は多様化しています。指定危険器具を青少年が入手することがないように、気を配りましょう。

◇保護者は、青少年が既に指定危険器具を所持している場合には、話し合っって一時預かるなど適切な対応をしてください。

## 青少年の健全育成に県民のみなさんのご理解とご協力を

青少年の健全育成は、規制のみで達成できるものではありません。県民のみなさん一人ひとりが青少年に目を向け、愛情をそそぎ、青森県の次代を担う「財（たから）」である青少年を、県民総ぐるみで守り育てていきましょう。



青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 電話：017-734-9224(直通) FAX：017-734-8050

E-mail: seishonen@pref.aomori.lg.jp

このリーフレットは、当課のホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/>)